

ギャンブル等依存症対策推進本部の後援等名義の使用について

平成 31 年 4 月 19 日
ギャンブル等依存症対策
推進本部決定案

ギャンブル等依存症対策推進本部は、求めに応じてギャンブル等依存症対策推進本部の後援等名義の使用を承認することにより、ギャンブル等依存症対策の推進を図ることとする。

このため、ギャンブル等依存症対策推進本部の後援等名義の使用に関し必要な事項は、本部長が定める。